

国民年金だより No.160

高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

国民年金保険料の免除等の申請

～年金は、老後に受け取るだけではありません！～

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが難しい場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

令和3年度分(令和3年7月分から令和4年6月分まで)の免除等の受付は、令和3年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1カ月までさかのぼって申請することができます。失業等により保険料を納めることが経済的に難しくなったものの、申請を忘れていた期間がある方は、ご相談ください。

免除等になる条件

全額免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれが次のいずれかに該当する方。

1. 免除対象期間の月が属する年の前年所得が、単身世帯では「67万円」以下、一般世帯では「(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円」以下であること
2. 生活保護以外で何らかの扶助を受けている者が世帯のなかにいるとき
3. 前年所得が135万円以下の障害者
4. 前年所得が135万円以下の寡婦
5. 天災、その他の理由により保険料を納めることが明らかに難しい場合

一部免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれが次のいずれかに該当する方。

1. 免除対象期間の月が属する年の前年所得が、単身世帯では「168万円」以下、一般世帯では「168万円+扶養親族等の数×38万円」以下であること
2. 全額免除の2～5の要件と同じ
※前年所得額により、免除の割合は変わります。

納付猶予

申請者本人が50歳未満で、本人・配偶者のそれぞれが次のいずれかに該当する方。

1. 免除対象期間の月が属する年の前年所得が、単身世帯では「67万円」以下、一般世帯では「(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円」以下であること
2. 全額免除の2～5の要件と同じ

手続きの流れ

「国民年金保険料 免除・納付猶予申請書」を茅野市役所高齢者・保険課、または岡谷年金事務所へ提出
7月1日(木)から受付開始

日本年金機構で審査し、後日ハガキで結果をお知らせします。

承認通知書が届いた

全額免除

納付猶予

一部免除

後日ご自宅に届く納付書で、一部免除された保険料を納めてください。

却下通知書が届いた

不承認

お手元の納付書で保険料を納めてください。

※納付書を紛失した場合は、岡谷年金事務所へご連絡ください。